

## 論点整理についての意見

神山美智子

### 第1 はじめにの中で確認しておくべき事柄

- 1 2001年の栄養機能食品制度創設と同時に、カプセル錠剤型食品を認め、効能効果を標榜しない限り食品にも含んでもよいとする成分のリストを作ったことが、いわゆる健康食品の氾濫を招いたこと
- 2 現在の法制度において、特定保健用食品は、原則として通常の食品形態であり、カプセル錠剤型食品は栄養機能食品のみで、それ以外一切効能効果の表示は認められていないにもかかわらず、効能効果を広告宣伝し、あるいはほめかすなどしているものが多数存在すること
- 3 これらの混乱を収めるには、新たな法的枠組みの構築が必要であること

### 第2 新たな法的枠組み構築において重要な事柄

- 1 法的に認められた食品以外の存在を許さないこと
- 2 認めるものと禁止するものについて、一義的なわかりやすい区分を定めること
- 3 表示すべき項目（バランスの良い食生活の大切さなど）は広告宣伝項目にも盛り込むこと

### 第3 現行法において直ちに行うべきこと

- 1 特定保健用食品の一時的な許可の停止制度
- 2 透明性の確保
- 3 表示内容の統一化、明確化
- 4 表示と広告の一致
- 5 わかりやすい広告ガイドライン制定